

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年10月26日

【事業年度】 第78期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 駒井鉄工株式会社

【英訳名】 KOMAI TEKKO Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 須賀安生

【本店の所在の場所】 大阪市港区磯路二丁目20番21号

【電話番号】 06(6573)7351(代)

【事務連絡者氏名】 専務取締役兼専務執行役員 海老澤 正 博

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区上野一丁目19番10号

【電話番号】 03(3833)5101(代)

【事務連絡者氏名】 常務取締役兼常務執行役員 総務部長 二 瓶 幸 夫

【縦覧に供する場所】 駒井鉄工株式会社本社
(東京都台東区上野一丁目19番10号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出した第78期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項があったので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものである。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示している。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(5) 省略

(6)、(7) 記載なし

(訂正後)

(1)～(5) 省略

(6) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うために、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款で定めている。

(7) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めている。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものである。